

# こどもを望んでいるときは



こどもを望んでいるときは

## 不妊検査・不妊治療費等助成事業 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

助成対象となる検査・治療は次のとおりです。

申請方法や期限、必要書類など、制度の詳細については、町公式ホームページからご確認ください。

※入院時の食事代や個室料、受診等証明書の発行にかかる文書代は対象外となります。



制度の詳細はこちら！  
ご不明な点はお気軽に  
担当窓口までお問い合わせ  
ください。

	対象検査・治療など	対象条件
不妊検査	不妊治療が必要かどうかを診断するための検査(夫婦双方の検査) ●助成額 上限5万円 ●助成回数 夫婦1組につき1回	①保険診療として実施した検査・治療であること ②検査・治療開始が令和6年4月1日以降であること
不妊一般治療	タイミング法、人工授精、医師が必要と認める治療など ●助成額 上限10万円 ●助成回数 夫婦1組につき1回	※令和6年3月31日以前に検査・治療を開始し、令和6年4月1日以降に終了したのも助成対象とします。
生殖補助医療	体外受精、顕微授精、男性不妊治療(精巣内精子採取術など) ●助成額 上限15万円 ●助成回数 治療開始時の女性の年齢により次のとおり ①40歳未満の場合→1子ごとに通算6回まで ②40歳～43歳未満の場合→1子ごとに通算3回まで	③夫婦の一方または双方が、検査・治療開始日から申請日まで引き続き町内に住所を有していること(事実婚を含む) ④町税等を滞納していないこと ⑤他の市町村において同種の助成を受けていないこと
先進医療	医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療(先進医療を単独で実施した場合は対象外) ※先進医療の詳細は町公式ホームページからご確認ください。 ●助成額 治療費:上限5万円 交通費:自宅から通院先の距離に応じて算出 ●助成回数 治療費:治療開始時の女性の年齢により次のとおり ①40歳未満の場合→1子ごとに通算6回まで ②40歳～43歳未満の場合→1子ごとに通算3回まで 交通費:1回の検査・治療に対し通院5回分まで	①検査・治療開始が令和5年4月1日以降であること ②治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること ③夫婦の一方または双方が、検査・治療開始日から申請日まで引き続き町内に住所を有していること(事実婚を含む) ④町税等を滞納していないこと ⑤他の市町村において同種の助成を受けていないこと

### 新ひだか町 フォトギャラリー



二十間道路桜並木



日高山脈

# 妊娠がわかったら



妊娠がわかったら

## ● 妊娠届・親子(母子)健康手帳の交付 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象 新ひだか町に住居票があり、病院で妊娠していることを診断された方  
保健師との面談で親子(母子)健康手帳を交付します。面談は、原則予約制です。電話・マイナポータル・新ひだか町LINE公式アカウントからご予約ください。

## ● 妊婦健康診査費助成 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象 新ひだか町に住居票があり、妊婦健康診査を受けた方
- 内容 妊婦健康診査14回分、超音波検査6回分の費用を助成します。
- 助成方法  
道内医療機関で妊婦健康診査を受ける方は、交付された「妊婦一般健康診査受診票」を医療機関に提出してください。  
※道外医療機関で受ける方はご相談ください。

## ● 妊婦のための支援給付事業 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象  
以下の条件に該当する方  
①新ひだか町に住居票がある方  
②胎児心拍が医療機関において確認され、妊娠が確定した方  
③他の市町村で同様の給付を受け取っていない方
- 内容 1回目の給付:妊婦1人につき5万円  
2回目の給付:胎児1人につき5万円
- 申請方法  
窓口または新ひだか町LINE公式アカウントのいずれかで申請。
- ①妊婦のための支援給付申請書(1回目の給付)※  
妊婦のための支援給付胎児数届出書(2回目の給付)※
- ②身分証明書の写し(現在の氏名・住所等がわかる書類)
- ③申請者名義の通帳の写し(口座番号・店名がわかるページ)  
※申請書は、新ひだか町LINE公式アカウントから申請する場合、不要です。
- 申請期限  
1回目の給付:胎児の心拍が医療機関で確認され、妊娠が確定してから2年未満  
2回目の給付:出産予定日の8週間前から2年未満

## ● 妊婦健診交通費助成 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象者  
新ひだか町に住居票があり、町外の医療機関で妊婦健康診査を受診した妊婦さん。ただし、里帰り等で町外に滞在し、妊婦健康診査を受診する場合は除きます。
- 助成額  
町外にある産科医療機関までの距離に応じた交通費単価(片道分)に、妊婦健康診査の通院回数を乗じ、往復分を助成します。ただし、上限額は20,000円です。

距離区分(新ひだか町から別の市町村にある産科医療機関までの距離)	交通費単価(片道分)	別の市町村
25km以上 50km未満	715円	浦河町
50km以上 75km未満	1,225円	
75km以上100km未満	1,600円	苫小牧市・千歳市
100km以上	2,260円	札幌市・室蘭市など

※新ひだか町役場の最寄駅(静内駅)から、通院する医療機関の最寄駅までの距離で算定します。

- 申請期限 妊婦健康診査の最終受診日又は出産後3か月以内

## ● 妊娠中期訪問・面談 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象 新ひだか町に住居票のある妊娠5~6ヶ月頃の妊婦
- 内容 妊婦さんの体調や生活状況の確認、妊娠・出産・子育ての不安や悩みについてお話を伺い、必要な情報を提供させていただきます。沐浴やおむつ交換等の体験もできます。
- 訪問までの流れ 面談時期になりましたら、地区担当保健師より妊婦さんへ連絡いたします。

## こんには赤ちゃん教室

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

妊娠・出産・子育てへの不安や疑問を解消するため、専門職や先輩パパ・ママからのお話を聞けるほか、妊娠期～出産後の生活に向けたコミュニケーションの機会としても開催しています。パートナーの方の妊婦体験もできます。年3回開催しておりますので、詳細については、ホームページに掲載しています。

- **対象** 新ひだか町に住民票のある方で、これからお母さんやお父さんになる方
- **内容** 年3回開催
  - ・助産師・公認心理師の出産・子育てのお話・先輩パパママの体験談
  - ・パートナーの方の妊婦体験

## 低所得妊婦初回産科受診料助成

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

● **対象**  
新ひだか町に住民票があり、令和6年4月1日以降に妊娠判定のため産科医療機関を受診した方で、以下の(1)～(3)いずれにも該当する方

- (1) 次のア・イのいずれかに属する方  
ア：生活保護世帯 イ：住民税非課税
- (2) 申請内容を審査するため、公簿等を確認することに同意する方
- (3) 産科医療機関関係者と町が必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意する方

- **対象検査** 妊娠判定のための診察に係る受診料(妊娠確定の有無を問いません)
- **助成額** 初回産科受診料1回あたり上限1万円
- **助成方法** 初回産科受診時に受診料の全額を支払い、助成手続き後、振込口座へお支払いたします。

- **自己負担分の申請方法**  
※対象となる方はご相談ください。
- **申請期限**  
原則、初回産科受診日から1年以内  
※申請日の属する年に新ひだか町に転入されてきた方は、事前にご相談ください。

## ママ・アシスト119

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

消防署に妊婦さんの情報を事前登録し、万が一の際、迅速に救急搬送ができるようにするものです。

- **対象**
  - ・新ひだか町に住民票がある妊婦さんで、登録を希望する方
  - ・里帰り出産のため、新ひだか町に滞在している方
- **登録方法**
  - ・妊婦本人、または代理の方が届出してください。
  - ・「新ひだか町ママ・アシスト119登録証」を発行し登録とします。
  - ・保健福祉センター健康推進課で登録できます。

- **登録に必要な物**
  - ① 親子(母子)健康手帳
  - ② ママ・アシスト119登録届出書
- **その他**
  - ・この制度の対象地区は、日高中部消防組合消防署・三石支署の管轄です。
  - ・転居や医療機関の変更などがある場合は、上記の登録先までご連絡ください。登録した個人情報は、出産予定日から10日を過ぎた時点で登録削除します。

## どさんこ・子育て特典カード

健康推進課 こども未来係 ☎49-0288

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

### どさんこ・子育て特典制度のしくみ

道内の妊娠中の方もしくは18歳以下の子どもがいる世帯が、協賛店を利用する際に、特典カードを提示することにより、様々な特典サービスが受けられる事業です。協賛店舗等の詳細は、北海道公式子育て支援サイトHAGUKUMUIに掲載されています。

### 特典カードの配布場所

お子様がいることがわかる書類(親子母子健康手帳等)をお持ちの上、新ひだか町保健福祉センター健康推進課または三石庁舎地域振興課でお受け取りください。